

医療介入を必要とするおそれのある被ばく・汚染を伴う事案発生時の
福島県立医科大学との連携協力に関する協定締結

2024年7月4日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は公立大学法人 福島県立医科大学（以下、県立医大）と、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所において医療介入を必要とするおそれのある放射線業務従事者の被ばく・汚染事象が発生した場合の公立大学法人福島県立医科大学との連携協力に関する協定」を、本日、締結しました。

当社福島第一原子力発電所では、今後20～30年に亘る廃炉作業を進めていくうえで、医療介入を必要とするおそれのある被ばく・汚染事象が発生した場合に備えるため、県立医大と締結に向けた準備を重ねてきました。

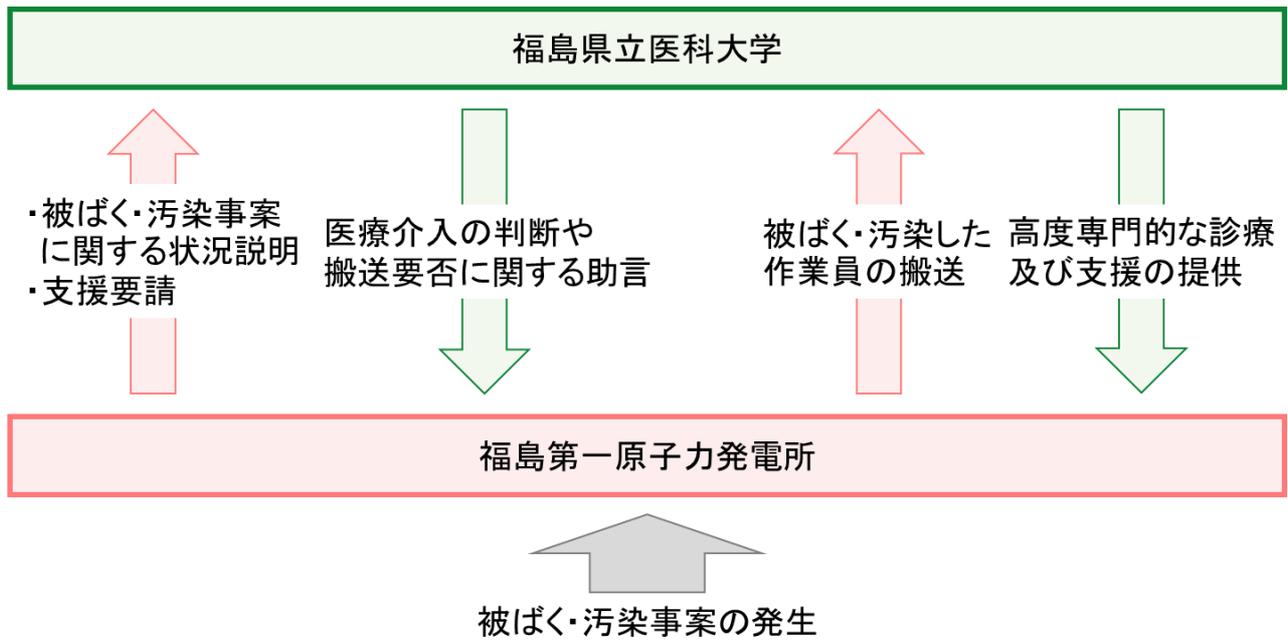
当社と県立医大が、新たに本協定を締結し、連絡体制や役割分担などの具体化を進めることで、医療介入を必要とするおそれのある被ばく・汚染事案に対して円滑な連携対応ができるようになります。

また、福島第一原子力発電所の救急医療室（以下、「ER」）医師と県立医大医師との間で、被ばく医療対応に関する、具体的な意見照会や意見交換ができるようになります。

本協定締結により、これまでのERにおける対応に加え、必要に応じて高度な医療を迅速に受けられるようになることで、作業に関わる方々や地元をはじめとした社会の皆さまの安心や作業員の方々の健康を支え、ひいては廃炉作業全体の安全な推進に寄与するものと考えております。

当社は、福島第一原子力発電所において医療介入を必要とするおそれのある被ばく・汚染事象が発生した際、本協定に基づいた県立医大のご支援により、迅速かつ適切に対応することで、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策を安全・着実に進め、福島の復興を確実に押し進めてまいります。

<参考：本協定におけるスキーム（イメージ）>



以上